

# 米穀等の取引記録・産地情報について

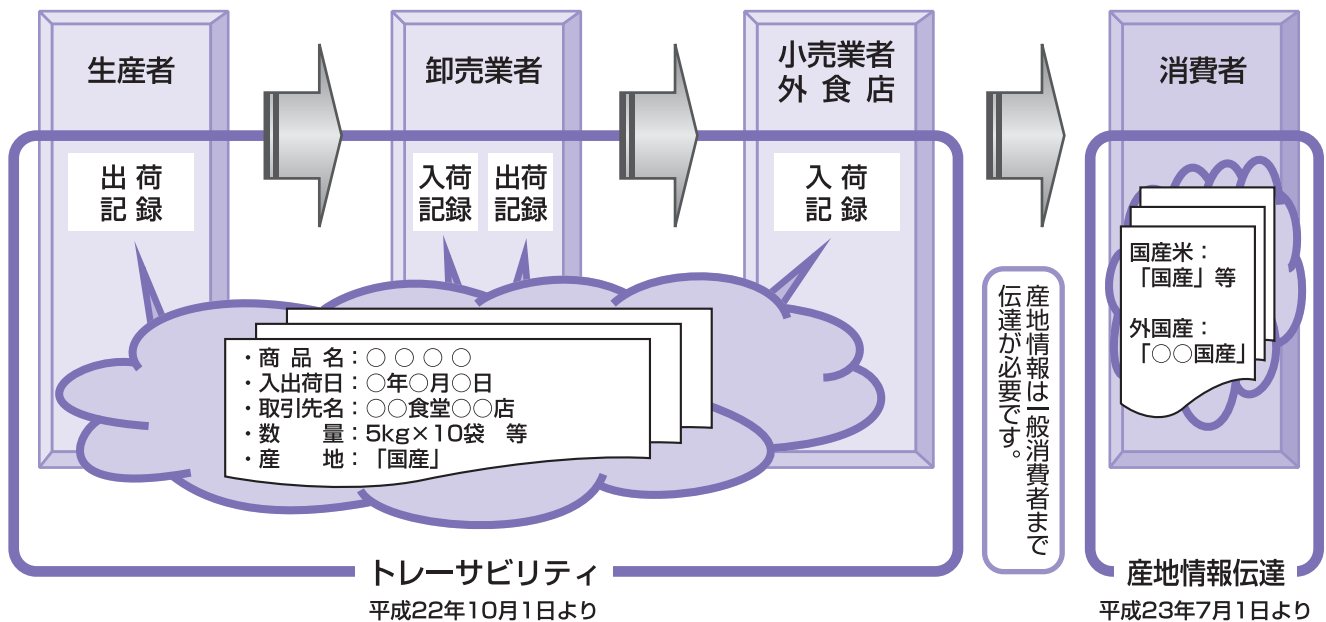
～生産者・食品事業者がいつ、どこへ（どこから）、  
何を、どれだけ取引したかの記録・保存が義務付けられます～

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティ法）が施行されます。

本法では、米・米加工品を取扱う生産者、卸売業者、小売業者及び外食店等の方は、米・米加工品に係る入出荷等、取引の記録の作成・保存、一般消費者への産地情報伝達が義務付けられます。

詳細につきましては、農林水産省ホームページをご覧ください。

([http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome\\_toresa/index.html](http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html))



**対象品目** 制度の対象品目となる米・米加工品は、以下のとおりです。  
●米穀（玄米・精米等）・米粉や米こうじ等の中間原材料  
●米飯類・もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

**記録事項** 米・米加工品等の対象品目を扱う事業者は、品名、産地、数量、年月日、取引先名、搬入場所等の記録の作成が必要となります。（記録は原則3年間保存です。）

問 関東農政局 長野農政事務所 食糧部 消費流通課 ☎026-233-2994

## 出水時期に備え小河川・水路の管理にご協力ください

近年狭い地域に短い時間で大雨の降る現象が各地で見られます。

普段は水量の少ない小河川や用水路が思いもよらない状況になることがありますので、ご自宅周辺を点検し、小河川・水路の維持管理にご協力ください。

### 田や畑の土手草刈りを行うとき

- 刈った草が水路に流れ込まないよう気をつけましょう

### 強風を伴って雨が降ることがあります

- 小河川や水路周辺の物やビニールなどが飛ばされないように気をつけましょう

### 水路に物が詰まっていますか

- 用水路やマスの中のゴミなどを取り除きましょう

問 建設課 都市計画管理係 ☎62-9216

